

松川町広告パートナー事業実施要領

平成18年6月15日

要領第1号

(目的)

第1条 この要領は、松川町が町内の企業等との協働を推進し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、松川町広告掲載事業実施要綱（平成18年要綱第 号。以下「要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、松川町広告パートナー（以下「広告パートナー」という。）の募集及び登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(特典)

第3条 広告パートナーは、他の申込者に優先して広告を掲載できるものとする。
2 町長は、広告掲載に関する情報を、広告パートナーに優先して提供できるものとする。

(資格)

第4条 広告パートナーに応募できる企業等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 松川町内に住所又は事業所を有する企業等
- (2) 松川町内に住所又は事業所の設置を予定している企業等
- (3) その他特に町長が適当と認めるもの

2 前項に該当する企業であっても、次の各号に掲げる業種の企業等は、応募することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）の規定に該当するもの
- (2) 前号と類似する業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 各種法令に違反しているもの
- (6) 政治団体
- (7) 宗教団体
- (8) その他広告パートナーとして妥当でないと町長が認めるもの

(募集)

第5条 広告パートナーの募集は、広報「まつかわ」及び松川町公式ホームページ等に掲載し、周知に努めるものとする。

(登録申請)

第6条 広告パートナーへ登録申請する企業等(以下「申請者」という。)は、松川町広告パートナー登録申請書(別記様式第1号)を町長に提出するものとする。

(登録)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、適格と認められた申請者については、広告パートナーとして登録する。

2 町長は、登録された広告パートナーに対して、松川町広告パートナー登録証(別記様式第2号。以下「登録証」という。)を交付するとともに、広告パートナーの名称を広報「まつかわ」及び松川町公式ホームページ等において公表するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 前条の登録の有効期間は、登録証を交付した日から起算して3年間とする。

(登録の抹消)

第9条 町長は、広告パートナーがこの要領の規定に違反すると認められるときは、登録を抹消するものとする。

2 広告パートナーは、前項の規定により登録を抹消された場合には、登録証を返却しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告パートナーに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

年 月 日

松川町長

住所

社名

代表者名

電話番号

松川町広告パートナー登録申請書

松川町広告パートナー事業実施要領に基づき、次のとおり松川町広告パートナーへの登録を申請します。

1 主な事業内容

2 活用を希望する広告媒体（該当するものに 印）

窓口用封筒 ・ 共通使用封筒 ・ 広報「まつかわ」 ・ ホームページ
その他（ ）

3 P R 事項（自由記載）

様式第2号（第7条第2項）

登録番号 第 号

松川町広告パートナー登録証

貴事業者が松川町の広告パートナーとして登録されたことを証します。

年 月 日

松川町長 印